



# 鳥取県公報

平成 18 年 11 月 6 日 (月)  
第 7 8 3 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (802) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	結核予防法による医療機関の指定 (803) (倉吉保健所) . . . . . 2
◇ 正 誤	平成18年10月26日付鳥取県公報号外第156号中訂正 . . . . . 2
	平成18年11月 1 日付鳥取県公報号外第159号中訂正 . . . . . 2

# 告 示

## 鳥取県告示第 802 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 6 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
医療法人十字会	倉吉市瀬崎町 2714-1	老人保健施設のじま指定短期入所事業所	倉吉市瀬崎町 2714-1	短期入所	平成 18 年 11 月 1 日

## 鳥取県告示第 803 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 6 日

鳥取県倉吉保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	指定年月日
もりしたクリニック	倉吉市清谷町一丁目215	平成18年11月1日

# 正 誤

平成 18 年 10 月 26 日付鳥取県公報号外第 156 号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
17	下から 3	また	また、他県においては

平成 18 年 11 月 1 日付鳥取県公報号外第 159 号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
1	2	県道の区域の変更（780）	県道の区域の変更（800）
1	3	県道の供用の開始（781）	県道の供用の開始（801）
2	3	鳥取県告示第 780 号	鳥取県告示第 800 号
2	下から 12	鳥取県告示第 781 号	鳥取県告示第 801 号